

理　由　書

本理由書は、新座都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I. 新座都市計画区域の位置等

新座都市計画区域は、都心から約 25 km 圏、本県の南部に位置しています。また、新座都市計画区域に含まれる土地の区域は、新座市の行政区域の全域です。

II. 変更の理由

- (1) 都市計画法第 6 条の規定により平成 27 年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、令和 12 年を目標年次としてフレームの変更を行うものです。
- (2) 国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調」が、計測方法の変更により修正されたことに伴い、都市計画区域面積を変更するものです。

III. 関連する都市計画

新座都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）